

令和 4 年第 2 回市議会（定例会）
付 議 案 件 緜

(その 6)

堺 市 議 会

目 次

頁

議員提出議案第17号	堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例.....	3
議員提出議案第18号	堺市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例.....	7
参考資料		
新旧対照表.....		9

令和4年5月26日

堺市議会議長
裏山正利様

提出者

堺市議会議員	加藤慎平	堺市議会議員	龍田美栄
同	中野貴文	同	上野充司
同	藤井載子	同	西川知己
同	伊豆丸精二	同	札場泰司
同	青谷幸浩	同	的場慎一
同	黒田征樹	同	西田浩延
同	井関貴史	同	三宅達也
同	池田克史	同	水之上成彰
同	米田敏文		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第17号　堺市議會議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

理由

議會議員の議員報酬の支給方法について、現在、離職した者には離職した日の属するその月分の議員報酬の全額を支給しているが、離職した日までの分を支給することとするため、本議案を提案するものである。

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「これを支給し、離職し、又は」を「、離職した者にはその日までこれを支給し、」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年5月26日

堺市議会議長
裏山正利様

提出者

堺市議会議員	加藤慎平	堺市議会議員	龍田美栄
同	中野貴文	同	上野充司
同	藤井載子	同	西川知己
同	伊豆丸精二	同	札場泰司
同	青谷幸浩	同	的場慎一
同	黒田征樹	同	西田浩延
同	井関貴史	同	三宅達也
同	池田克史	同	水之上成彰
同	米田敏文		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第18号　堺市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

理由

議会の会派又は議員に対して交付される政務活動費について、政務活動費の額は、議員1人あたり月額300,000円とし、毎月1日を基準として交付しているが、月の末日以外の日をもって議員でなくなった場合、当該日の属する月の政務活動費の額については、その月の現日数を基礎として日割りをもって計算した額とし、当該額を超える政務活動費の交付を受けたときは、その超える部分の政務活動費を返還しなければならないこととするため、本議案を提案するものである。

堺市議会政務活動費の交付に関する条例の 一部を改正する条例

堺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合において、任期満了日が月の末日であるときには任期満了日の属する月までの月数分を、任期満了日が月の末日以外の日であるときには任期満了日の属する月までの月数分から任期満了日の翌日以降のその月の現日数を基礎として日割りをもって計算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を減じた額を交付する。

第3条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第4条第1項中「翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分。次項において同じ。）」を「政務活動費（異動があった日が月の末日である場合を除く。）及び翌月分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、異動があった日の属する月の政務活動費については、当該日の翌日以降のその月の現日数を基礎として日割りをもって計算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

第4条第2項中「翌月分」の次に「（その日が基準日に当たる場合は、当月分）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

新旧对照表

<議員提出議案第17号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（議員報酬の支給方法）</p> <p>第4条 議員報酬は、新たに議会議員となつた者にはその日からこれを支給し、離職し、又は死亡した者にはその月分の全額を支給する。ただし、任期満了その他の事由により離職し、離職の月において再び議会議員となつた場合は、その月の議員報酬の支給については、引き続き在職したものとみなす。</p>	<p>（議員報酬の支給方法）</p> <p>第4条 議員報酬は、新たに議会議員となつた者にはその日から離職した者にはその日までこれを支給し、死亡した者にはその月分の全額を支給する。</p>

2・3 (略) 2・3 (略)

<議員提出議案第18号 堺市議会政務活動費の交付に関する条例を改正する条例>

堺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(交付額及び交付の方法)	(交付額及び交付の方法)
第3条 政務活動費の額は、議員1人当たり月額300,000円とし、毎月1日（以下「基準日」という。）を基準として交付する。 <u>ただし、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</u>	第3条 政務活動費の額は、議員1人当たり月額300,000円とし、毎月1日（以下「基準日」という。）を基準として交付する。
2 政務活動費は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年の1月から3月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに交付するものとし、当該四半期に属する月数分を交付する。 <u>ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</u>	2 政務活動費は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年の1月から3月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに交付するものとし、当該四半期に属する月数分を交付する。 <u>ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合において、任期満了日が月の末日であるときは任期満了日の属する月までの月数分を、任期満了日が月の末日以外の日であるときには任期満了日の属する月までの月数分から任期満了日の翌日以降のその月の現日数を基礎として日割りをもつて計算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を減じた額を交付する。</u>
3～5 (略)	3～5 (略)
6 第3項第1号及び第3号の当該会派に所属する議員の数の算定については、基準日ににおいて議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所	6 第3項第1号及び第3号の当該会派に所属する議員の数の算定については、基準日における議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所

属会派からの脱会があった場合は、当該議員は当該会派に所属する議員に含めないものとする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(所属議員等の異動等に伴う調整)

第4条 一四半期の途中において次の各号に掲げる異動があつた場合、前条の規定により既に交付した政務活動費のうち、異動があつた日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分。次項において同じ。）以降の政務活動費を返還しなければならない。

第4条 一四半期の途中において次の各号に掲げる異動があつた場合、前条の規定により既に交付した政務活動費のうち、異動があつた日の属する月の政務活動費（異動があつた日が月の末日である場合を除く。）及び翌月分以降の政務活動費を返還しなければならない。この場合において、異動があつた日の属する月の政務活動費については、当該日の翌日以降のその月の現日数を基礎として日割りをもつて計算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

(1)～(5) (略)

2 一四半期の途中において次の各号に掲げる異動があつた場合、異動があつた日の属する月の翌月分以降の政務活動費の交付申請を行うことができる。

(1)～(5) (略)

3～5 (略)

令和4年第2回市議会(定例会)付議案件綴(その6)

令和4年5月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-22-0049